

宮津市公報

平成29年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

—— 告 示 ——

- 113 宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱…………… 1
114 宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 3
115 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 …… 3
116 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 …… 4

—— 公 告 ——

- 33 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 4
34 公示送達…………… 4
35 公示送達…………… 5

—— 教 育 委 員 会 ——

- 《告 示》
10 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 5

—— 農 業 委 員 会 ——

- 《告 示》
10 宮津市農業委員会総会の招集…………… 5

告 示

宮津市告示第113号

宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱を次のように定める。

平成29年7月7日

宮津市長 井上正嗣

宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の宣伝若しくは広報又はイメージアップに寄与することを目的に作成した宮津市マスコットキャラクターイラストの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「マスコットキャラクターイラスト」とは、別図に示す宮津市マスコットキャラクター「なみちゃん」とする。

(イラストの権利)

第3条 宮津市マスコットキャラクターイラスト（以下「イラスト」という。）に関する一切の権利は、宮津市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 イラストを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市マスコットキャラクターイラスト使用許可申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (2) 官公庁が広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が使用の申請手続をする必要がないと認めた場合

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に宮津市マスコットキャラクターイラスト使用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとし、宮津市マスコットキャラクターイラスト使用不許可通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 宮津市及び宮津市マスコットキャラクターの品位を傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのある場合
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められる場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (6) 宮津市の事業又は宮津市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれのある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めた場合

(使用許可の期間)

第6条 イラストの使用許可の期間は、前条の規定により使用許可の決定を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、イラストの使用期間が限定されているときは、当該使用期間の末日までとする。

2 前項に規定する期間満了後において、引き続きイラストを使用しようとするときは、改めて使用の申請を行い、使用の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 イラストの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 イラストの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 第5条各号の規定に該当しないように使用すること。
- (3) 許可を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) イラストを使用する際に「宮津市マスコットキャラクターなみちゃん」の表示を入れること。
ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (5) イラストデザインの改編等は原則として行わないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (6) 当該イラスト使用物件が完成次第、速やかに市長に提出すること。ただし、当該物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(使用許可内容の変更)

第9条 使用者は許可を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ宮津市マスコットキャラクターイラスト使用許可変更申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは宮津市マスコットキャラクターイラスト使用変更許可書により、適当でないとき宮津市マスコットキャラクターイラスト使用変更不許可通知書により、使用者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、その使用者に対し、宮津市マスコットキャラクターイラスト使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用許可を取り消したときは、その使用者に対して、当該取り消された使用許可に係る物件の回収を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、イラストの使用に係る損失補償等一切の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮津市マスコットキャラクターイラスト使用許可申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別図（第2条関係）

宮津市マスコットキャラクター「なみちゃん」

イラスト1	イラスト2	イラスト3	イラスト4
			

イラスト5 	イラスト6 	イラスト7 	イラスト8 
イラスト9 	イラスト10 	イラスト11 	イラスト12 
イラスト13 	イラスト14 	イラスト15 	イラスト16 

* * *

宮津市告示第114号

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年7月11日

宮津市長 井上正嗣

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市農林業振興事業補助金交付要綱（昭和52年告示第44号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「新規就農者確保事業」を「農業次世代人材投資事業」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成29年7月19日

宮津市長 井上正嗣

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 介護保険事業所番号 | 2672000318 |
| 2 事業所の名称 | リハプライド 与謝野 |
| 3 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町温江15番地 |
| 4 指定申請者 | 有限会社佐藤タイヤ商会
代表取締役 佐藤茂之 |

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県朝来市和田山町玉置646番地の3 |
| 6 | 代表者の氏名 | 佐藤茂之 |
| 7 | 代表者の住所 | 兵庫県朝来市和田山町玉置646番地 |
| 8 | 指定年月日 | 平成29年7月19日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成29年7月24日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|-------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672000300 |
| 2 | 事業所の名称 | あるけるデイ・ユメライフ |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字男山217番地1-3号 |
| 4 | 指定申請者 | 有限会社メディカルケアタカオカ
代表取締役 高岡敬一 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都市伏見区深草直違橋七丁目266番地1 |
| 6 | 代表者の氏名 | 高岡敬一 |
| 7 | 代表者の住所 | 京都市伏見区深草七瀬川町869番地7 |
| 8 | 指定年月日 | 平成29年8月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

公 告

宮津市公告第33号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成29年7月14日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成29年7月14日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------------------|-----------------|
| 1 | 供用（下水の処理）を開始する年月日 | 平成29年7月31日 |
| 2 | 供用（下水の処理）を開始する区域 | 宮津市字喜多及び獅子崎の各一部 |
| 3 | 供用を開始する排水施設の位置 | 宮津市字喜多及び獅子崎の各一部 |
| 4 | 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別 | 分流式 |
| 5 | 略図 | 別紙のとおり |

————— * * * —————

宮津市公告第34号

公示送達書

次の書類は、その送達を受けるべき者に送達することができないので、介護保険法（平成9年法律

第123号) 第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により、公告します。

なお、送達すべき当該書類は、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月20日

宮津市長 井上正嗣

- 1 送達すべき書類
平成29年度介護保険料納入(決定)通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名及び最終確認住所
氏名 (揭示済)
最終確認住所 (揭示済)
- 3 保管場所
宮津市健康福祉部地域福祉介護課

(注意)

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

————— * * * —————

宮津市公告第35号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年7月24日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第10号

平成29年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年7月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 平成29年7月24日(月) 午後1時30分
- 2 場所 宮津市役所 第2会議室

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年8月1日

宮津市農業委員会

会長 藤井忠

- 1 日時 平成29年8月8日(火) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第19号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第20号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第21号 農用地利用集積計画について